

男女共同参画

職場でのセクシュアル・ハラスメント予防対策

企画課男女共同参画推進室

☎ 23 - 3917

セクシュアル・ハラスメントとは、職場などで性的な言動によって、相手を不快や不安な状態にさせ、傷つけたり不利益を与えたりする行為を言います。この行為は、男性から女性に対するものだけでなく、女性から男性、同性同士で行われることもあります。

2007年4月1日に施行された改正男女雇用機会均等法では、男女とも平等に扱われるべき、としています。また、セクシュアル・ハラスメント防止のため、事業主には雇用管理上必要な配慮が義務付けられています。この問題をなくすためには、組織の中の一人ひとりがセクシュアル・ハラスメントについて共通の認識を持ち、快適な職場環境づくりに努めなければなりません。

め方は、性別や立場など個人によってさまざまであり、セクシュアル・ハラスメントに当たるか否かについては受け止める側の判断が重要とされています。コミュニケーションを取るつもりが取り返しのつかない事態になってしまう前に、相手がどう思うだろうかと考えて言葉を発する習慣をつけましょう。

もし、職場でセクシュアル・ハラスメントを受けたときは、自分で解決しようとするのではなく、速やかに勤務先の相談窓口担当者や信頼できる上司に相談し、事業主としての対応を求めるようにしましょう。対応してもらえない場合や勤務先以外で相談したい場合は、左記に相談してください。

●香川県労働局雇用均等室

☎ 087 - 811 - 8924

月々金曜日

午前8時30分～午後5時15分
(祝日・年末年始は休み)